

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第一章 社会党

第一節 第七回大会と平和運動の展開

第七回大会と四原則の確立 社会党の第七回大会は昨年春からの朝鮮戦争の転機、アメリカの非常事態宣言、そして急がれ出した日本の再武装、講和というごきの中で、とくに平和を愛する国民の注目を集めた。総評は大会を前にして、党の一本化、毅然たる講和方針を明示して、平和と独立をかちとれと申入れ、再建派でも、内輪もめせず一致団結して日本民族の要望に答えよと訴えた。

大会に先立って、一月一七・一八の両日青年部の全国代表者会議が開かれ、全面講和、軍事基地提供反対、中立堅持の三原則が基本方針として確認され、「日本の青年はいかなる戦争にも断固反対し再び兵士になることをあくまで拒否する」との方針のもとに満場一致で、再軍備に反対し、徹底的に闘う旨の再軍備反対決議を行った。

大会は一月一九日から三日間、早大大隈講堂に代議員三五〇名が参集して開かれ、平和三原則の確認、再軍備反対決議案を可決し、役員改選をもって幕をとじた。大会は、大衆の圧力の前に右派の横やりを封じ予定通り進められたが、二日目に「外交方針テーゼ」が右派から出されると共に大きく論議が沸とうした。これは右派の持論—(1)全面講和は理想論で情勢により単独講和やむなし、(2)西欧陣営に組する以上中立はない、(3)共産勢力の「侵略」に対抗する自衛権の確立—から割出された外交方針であって「三原則は認めるが、この具体化のためには自衛防衛態勢が必要であり、三原則にふくみをもたせよ」という提案であった。これに対して左派からあくまで三原則、再軍備反対を主張する「再軍備反対決議案」が出され一括討議に附して賛否両論が展開された。その後この二つの案は運動方針委員会に付託され、外交方針テーゼは否決された。このテーゼは再び三日目の本会議にもち出され、右派の西村栄一、左派の山花秀雄の代表演説があつて票決に入り、二四二対八一で否決された。

この大会で決定された議案ならびに役員は次の通りであるが、大会を終るに当って、鈴木委員長は「決定された方針を死をとしても守りぬく決意であることを誓う」とのべ、とくに「青年よ銃をとるな」とあいさつした。

新役員

最高顧問 片山哲  
顧問 松岡駒吉、杉山元治郎  
委員長 鈴木茂三郎  
書記長 浅沼稻次郎  
会計 下条恭平

〔中央執行委員〕

木下源吾、金子洋文、稻村順三、加藤勘十、原彪、武藤運十郎、赤松勇、松原喜之次、

田中織之進、和田博雄、内村清次、佐多忠隆、野溝勝、勝間田清一、大柴滋夫、山崎道子、川俣清音、三宅正一、棚橋小虎、松沢兼人、鈴木義男、波多野鼎、水谷長三郎、菊川忠雄、曾彌益、中崎敏、加藤鏗造、西村栄一、伊藤卯四郎、川島金次

## 大会スローガン

- 一、平和、独立、生活権の確立、戦争反対。
- 二、平和三原則、講和五原則の確保。
- 三、国会自主権の獲得と基本的人権の擁護。
- 四、完全雇傭、経済自立四力年計画の実現、貿易自主権の獲得。
- 五、最低賃金制、九七ベースの確保、年一千億の社会保障。
- 六、大衆課税の徹底的軽減、平衡交付金の増額。
- 七、農地改革の打切り反対、山林原野の解放、米価五、八〇〇円
- 八、民主的労働戦線の統一強化で資本攻勢の突破。
- 九、党組織の拡大強化と財政との結合。
- 十、地方選挙を通じて吉田内閣の打倒。

## 提出議案

- 一、経済自立完全雇傭四力年計画第四次案の件
- 二、昭和二六年度予算批判並に党の基本的態度の件
- 三、給与ベース改訂並びに最低賃金制確立の件
- 四、社会保障制度確立に関する件
- 五、労働関係法規改正の件
- 六、税制改革に関する件
- 七、緊急労働対策の件
- 八、緊急農業政策確立の件
- 九、中小企業振興対策の件
- 一〇、新農村建設運動に関する件
- 一一、コムスコ会費納入に関する件
- 一二、地方選挙対策方針に関する件
- 一三、婦人対策強化に関する件
- 一四、国会解散要求国民運動展開の件
- 一五、二六年度組織活動方針書決定の件
- 一六、文化政策確立に関する件
- 一七、平和省創設の要請に関する件
- 一八、スローガン

## 一九五一年度運動方針(要旨)

### 第一、一九五一年の基本的課題

内外の客観情勢の分析によって「一九五一年こそ民族の禍福の岐れる年であり、わが社会党の試練の年であることが明白となった」。…(中略)…よって五一年のわが党の任務は「行動的社會民主主義政党として、その主体性を確立し広く勤労階級を結集して日本の独立と平和を守り、民主主義を擁護し、日本経済の自立と全勤労階級の生活安定を闘いとることにある。而してこれら一切の斗争は集中して地方選挙の勝利、反動吉田内閣打倒、国会解散に結集しなければならぬ」。

### 一、独立と平和

講和三原則、平和五原則、外交方針決議に則り、外にあっては国際社会民主主義勢力との結合とインドを中心とするアジア民族運動との提携を強化し、内にあっては民主的勤労階級を広範に結集して、日本民族の完全なる独立と平和を守り、平和のための国連による日本の安全保障を確立し、進んで国際平和に協力する。

### 二、暴力とファシズムと闘い民主主義を擁護する。

- 1、反動政府に反対し、更に国際情勢に便乗する戦争挑発者やファシズム勢力と闘う。
- 2、反動攻勢を誘致し、暴力革命を醸成する共産党の戦略戦術と闘う。
- 3、労働者の団結権、団交権、罷業権及び政治活動の自由を回復し労働組合の自由を守る。

三、日本経済の自立を達成し、勤労階級の生活を守る。

1、新経済政策四カ年計画に則り、完全雇傭と文化的にして健康的な生活水準を保障する日本経済の自立と強化を期す。

2、独占金融資本の支配を通じて資本主義復興を図る財政金融政策に反対し、経済を民主化し、中小企業、農業並びに漁業の振興を図り、労働者の生活を守る。

3、社会保障制度を確立する。

四、労働者農民及中小商工業者の組織の拡大強化並びに文化的諸団体との積極的提携をなす。

民主的勤労階級との広範なる結合を期待し、労働組合に於ては総評の中央地方を通じる拡大と統一をし、農民組合に於てはその戦線の統一と強化を、中小企業者にあつてはその組織化を強力に支持し、更に文化的諸団体との積極的提携をなす。

五、党の主体性の確立、地方選挙の勝利、国会解散。

民主的方法によって、社会主義革命を遂行する真に階級的大衆政党としての党の主体性を確立するため、勤労階級の大量入党を促進し、斗争体制を整備し、訓練と規律を強化し、能率的運営と財政確立を図る。而して本年行われる地方選挙には絶対勝たねばならぬと共に吉田反動内閣を打倒し、国会解散をかちとらねばならぬ。

第二、どうやって闘うか。

第一の重点は平和への斗争である。これにはまず党员自身の強化をはかり、闘う中核を確立する。次にこの闘いの中心を民主的労働組合の不動の態度を確保し、国民の中にしっかりとした根を下させる。このため平和のための国民運動の組織を確立することが必要であり、単なる演説会に終つてはならない。さらに各種団体への働きかけを強化する。とくに青年、婦人部の活動が要望される。

第二の重点は国会自主権の獲得からはじまる日本の独立のための闘いである。「反動政治のファッショ的暴挙及びそれを制約しているドッジ予算や税制改革に対して国会が無力であるという意識は広汎な国民一般にしみこんでおり、しかもこれは国民の民主主義政治に対する無関心又は不信頼及び無気力の源泉となっていることは今や明らかな事実となりつつある。それは民主主義の危機であり、極左右の暴力独裁政治の温床である。我々は民主主義を守るために、勇敢に国会の自主権の獲得からはじまって世界人権宣言及び憲法に保障された基本的人権のための斗争をあらゆるかたちで展開すべきである」。このさい「我々は共産党の反米斗争のための独立運動と所謂平和独立斗争を明確に峻別すべきである」。

第三の重点は国民の生活権擁護のための斗争である。この斗争を通じ我党の自立経済と民主化の諸政策を大衆のなかに浸透せしめ、野党連合や、大衆斗争との結合を通じて、少しでも多く勤労大衆の要求をかちとることが前にのべた二つの斗争の基礎となるものである。この日常斗争を通じてのみおくれた大衆を組織化する。またこの闘いは「単なる物とり主義に終るものではなく」、「どうしても政治的な斗争に発展せざるを得ないということを見きわめると同時に大衆に説明し、党の政治性を大きく出し、党の組織拡大と同時に広汎な大衆を平和、独立、民主主義確保のための組織にかためることが必要である」。それ故、次の諸政策を強く主張すべきである。

(1)完全雇傭と文化的にして健康的な生活水準を保障する自立経済こそ、日本の政治的

独立を経済的に裏付ける日本の独立のためのものであり、勤労階級の参加と協力が約束される。

(2)金融資本の確立とその独裁政治こそ生活不安、社会不安の根源であり、経済を民主化し、すべての国民に平等で最底生活を保障することこそ、平和と共存への途である。そのための消極デフレ政策の打開を主張し、社会保障制度の確立を要求する。

(3)食糧の一割増産、造船、電力、総合的国土開発、工業の拡充と近代化、貿易の拡大就中輸入確保とアジア貿易の振興で経済自立を達成する。従って我々は新経済政策四力年計画を発表し、積極的な建設経済の転換と、二六年度予算の徹底的修正を要求し中共その他アジア諸国との貿易再開を要求する。

(4)労働者が安心して働ける最底生活確保のためには

▽労働組合活動の自由を確保するために、労働関係法規を徹底的に改正する。▽最低賃金制、新給与ベースの確保、人事院勧告八〇五八円を内払として即時実施、国鉄裁定の完全実施。▽特需による超過利潤を労働者へ、資本家的首切り、労働強化反対、臨時工の身分保証と本工へのくり入れ、労働基準法の厳守。▽国土開発と産業復興による完全雇傭、失業対策費の増額、輪番制の廃止。

(5)税金の徹底的軽減のために、

▽累進課税のため大衆課税の徹底的軽減、課税の適正化、税務行政の民主化、基礎控除四万円、扶養控除三万円。▽平衡交付金の増額、勤労者の均等割撤廃、所得税の軽減、大資本に対する資産制の復活等による地方財政の軽減、確立。

(6)未帰還者の引揚促進のための国民運動展開並びに留守遺家族援護の予算化、未亡人の保護。

(7)農村と中小企業者のために

▽農民組合法及び中小企業者団体の制定。▽見返り資金、予金部資金を中小企業と農民へ、農業一割増産のための国家資金一千億の融資、農地改革の徹底、薪炭採草地の解放、土地改良と治水治山の統一の実施、肥料価格を安くして配給を確保せよ、二重価格制度の実施による米価五、八〇〇円の実施、企業組合員に対する個人事業所得税反対。

(8)沿岸小漁業の保証と遠洋漁業の自由。

第四の重点は四月に行われる地方選挙に圧倒的勝利を得ることである。(以下略)

第五の重点は反動吉田内閣を打倒し、国会を解散せしむることである。

第三、斗争体制の拡大強化

(1)労働組合の強化、総評への積極的支持

一九五一年に於て平和と独立と、その経済的基盤たる経済自立のための生活安定の闘いには可能なかぎり広汎な勤労大衆の動員を不可欠なものにしている。この勤労大衆の奮起は、労働者のけっ起によってのみなされるのである。しかし労働者の最も基礎的な、そして端初的、大衆的組織は労働組合であるから、わが党の任務を進行しうるか否かは、労働組合の協力をかちうるかどうかにかかっているといても過言ではない。もとより労働組合は、直接的には高度の政治目標をその目標とするものではない。だが労働組合の斗争は客観的には職場的利害と直接結びついた政治的斗争へと発展し、さ

らに資本主義を支えている政権そのものとの全面的政治斗争へと発展する第一歩だといえることができる。しかし労働組合そのものとしては資本主義政権との全面斗争という高度の政治斗争の機関たりえない。かかる斗争こそ我党の任務である。ここに於て我が党は常に労働組合のこの端初的な経済的、政治的要求と緊密に結びつき、組合員が日常斗争を通じてその政治意識を高度化するよう、労働組合と協力し労働組合の機構を、労働組合員がその政治意識を高度化するに適するようになることが必要である。組合の斗争が、多かれ少かれ政治性をもたざるを得なくなった今日早くも斗争限界に逢着せざるをえなくなった。これを突破する第一歩として、

(イ)日本共産党のフラク活動による労働組合の共産党への従属化に反対し、日本共産党の外部団体としての機械的産業別、企業別全国組織の解消。

(ロ)民主的労働組合の結成から民主的労働組合を統一する総評の結成にまですすんだのであるが、一九五一年の労働組合はさらに一步前進し、この総評参加の諸組合を企業別労働組合の連合体から産業別評議会にまで再編成しなければならなくなっているばかりでなく、その地方組織として地方評議会を確立しなければならないであろう。

その際最も大きな障碍は、労働組合運動が日本共産党の機械的支配に抗議する立場からなされた政党中立の態度をとったことから生じた階級的な立場からみた政治的無関心の傾向である。これはいまや組合内にいまだ無力ではあるがファッション的傾向をすら萌芽させている。

## (2)農民組合の戦線統一

労働者階級について、われわれが国民大衆動員の基盤としなければならないものは農民層である。…(中略)…わが党は農民組合と共に農民組合法の制定を通じて民主的農民組合戦線の統一に協力することが刻下の急務としなければならない。そのため党は直接部落内に党の農民支部を確立し、この下からの基礎の確立によって広い農民斗争を展開し、さらに、広汎なしかも斗える(党の筋金の入った)農民戦線の連合体組織に日農、全農を再編成強化することが必要である。この斗争のかなめは保守勢力の最も強い政治経済及び社会的支柱である農協の民主化とその主導権を確保することにおいて保守勢力の土台をほりくずして勤労耕作農民の信頼を深くかく得ることである。このことはまた漁民層についても言えることである。さらに地方権力に対する斗争に農民をできるだけ広汎に動員することが必要であるが、その際とくに労働組合との連携をすること。

## (3)中小企業者及びインテリの組織化(略)

### (4)主体性の確立(略)

#### 外交方針に関する決議(要旨)

##### 一、講和問題については

(1)第五回および第六回大会決定の「講和問題に対する態度に関する件」に示された左の基本的態度を確認する。

(イ)講和と安全保障は国民の安危を決する重大問題であり、また複雑機微な国際情勢の下に行われることであるからあくまで慎重かつ厳粛な態度でのぞむこと。

(ロ)われわれは極東委員会一三カ国との全面講和をつよく要望し、東西両陣営の武装対立に処して、平和日本は一方との軍事提携(軍事基地提供を含む)を行うべきでなく、自主的な中立外交を方針とすべきである。

(ハ)講和後の安全保障は国連の集団保障に求める。その際日本憲法の特殊性が認められることを要請すること。

(ニ)極右極左の全体主義を排し、民主主義を守るため国連、コムスコおよび国際自由労連を支持し、これらの平和的民主勢力との協力を強化すること。

(ホ)講和を迎える国内体制としては総選挙を要求し、挙国内閣に反対する。

(2)昨年度中に決定の「講和条約の内容に対するわが党の要望」及び「国連支持に関する我党の態度」を承認し、これにもとづく講和の実現、平和の確保。

二、「世界の平和機構たる国際連合」を支持し、加入して「積極的に協力」する。

三、世界危機の解消は、社会主義によるほかはないとの信念を堅持する。とくに「平和と社会主義」に関する一九五〇年六月三日のコムスコ決議の支持。

四、アジア共栄圏思想を排するとともにインド、その他の自由なアジア民族との提携により、アジアの平和独立と世界平和に貢献を期する。朝鮮民族統一と民主的平和国家の地位の確立を希望すること。

### 再軍備に反対する決議

主文 われわれは日本の再軍備に反対する、右決議する。

### 決議理由

一、再軍備と自衛権を混同せず、冷静に区分して考えねばならぬ。朝鮮事変の重大化に伴って、日本の安全をどうするか、という問題が国の内外から盛に論議されて来た。そして典型的には芦田前総理の様に、緊迫した国際情勢に処して日本も直ちに再武装すべしと主張するものが出て来た。そしてそれ等の再武装論者が新憲法との矛盾を発見するや、必ず理由とする所は、われわれは新憲法といえども「自衛権」そのもの迄も否定しているのではないから、自衛のための再武装は違憲ならずと主張したり、又再武装は違憲であるとしても、自衛権はのこっているのであるから憲法を改正しても再武装を図らねばならぬと主張するのが例のようである。われわれは勿論、日本の自主権そのものは厳存しているとの見解に立つ。そしてこの事は法的にそうであるように日本の独立を信じている日本人凡てが承認し、又希望するところの国民感情であると思う。しかしながら問題は自衛権が直ちに再武装であるという事を意味しない。又かく考えることは極めて危険である。寧ろ今日の国際情勢下にあってはこの二つを厳密に区分して考える必要がある。それは何故であるか。

(イ)今日国際的な意味で理解される日本の再武装と、日本の自衛のための再武装とは一応別個のものとして考える必要があるからである。即ち国際的規模に於て力説される日本の再武装は、朝鮮戦争を具体的契機として生れたもので、西欧即ち北大西洋軍事同盟参加国を中心とするブラッセル会議の結論として西ドイツの再軍備に対応する所のアジア再軍備の一環として、日本再軍備が考えられているものである。故に今日の再軍備はアリューシャンからフィリピンに至る防衛戦線確保のための再軍備と理解すべきである。乍然、極めて常識的な国民感情としてのもう一つの再軍備論は、日本をどうするかという純粋な意味での自衛権から出発したものであって、国際的意味での再軍備と、日本の自衛的意味での再軍備とを混同すると、結果に於て重大な過誤をおかす事になる。

(ロ)従って、再軍備の場合にも具体的な次の二つの形態が存在する。

(1)第一の場合は、日本が国防省乃至参謀本部を持ち、最高司令官以下の人事権は

完全に日本政府の下にある。軍はその装備についても何等の制限を受けない。軍は日本政府の予算によって賄われる。そして軍は日本政府の命令によってのみ行動する。例えば日本軍が他国の軍隊又は国連軍と共同の軍事行動をとる場合(連合軍に参加する場合等)にも、日本軍よりその連合軍最高司令部に参加し、平等の発言権を持つと同時にその決定に対しては拒否権乃至引揚権を有する。

(2)第二の場合は凡て第一の場合と反対である。最近伝えられる西独再武装案の例の様に歩兵だけが認められ五千人を単位として米英仏軍中に混入され全く米英仏軍中の一部としてその指揮の下に軍事行動をする。その名目が所謂傭兵であると否とを問わず、要するに国の軍隊としての独自性がない。

右の両種の再軍備の中第一種のもものは日本の自衛権に中心が置かれたものであるが、国際的な四圍の情勢から見て今日到底許される筈がなく、第二種のものに就いてはたとえ許されるとしても屈辱極まるもので日本人として反対しない者はあるまい。西ドイツのシュマッハが強力に反対している所の西ドイツ再軍備も、又最近芦田前総理が「日本は地上軍だけで海軍空軍はアメリカのそれによって護られれば良い」という再軍備論も、或は外誌に屢々伝えられる地上軍のみの再軍備を日本に許し、参謀本部や司令部の設定は日本軍には許さないといった様な再軍備は何れも(2)に属するものであって、而も西欧陣営から日本に要求されて来る日本再軍備論と見て誤りないであろう。

(ハ)最後に、再軍備が西欧側から要請されたものとしても之は日本の自衛権を主張する絶好の機会であるからこの機運を利用して日本の再軍備を図るべきであるとか、西欧自体と日本とは対共産主義防衛に於て一致しているのであるからこの機会に日本の再軍備を図って些かも不思議はないとか、西欧側の要請と日本の自衛権とを一致せしめて考える考え方も存在している事は否定できない。乍然、この議論はミイラ採りがミイラになる重大な危険を伴う事を忘れたものであって、少くとも日本に対等の権利が国際的に認められず、自由なる意志の表明が不可能なる現在に於て、之を主張することは国際情勢を甘く見た重大なる誤りというべきである。

二、日本の再軍備は第三次世界大戦に引き込まれる危険を持っている。

再軍備が純粋な意味で自衛として編成されるものであるという見解は、前述の如く全く空観念論であって寧ろ本質は中ソを対象とした西欧陣営の東西に互る再軍備計画及び西欧の集团的軍事同盟に直接参加することを意味するものであるから、日本の再軍備は直ちに戦争参加を決定する事を意味する。又、われわれが既に決定した、参戦の義務を伴わない国連による安全保障を求めるといふ重大な中立的態度を放棄して参戦による一方的国連への協力を決定づける事を意味する。従って日本が三たび戦争に参加する事を決定する様な日本再武装論には到底賛成する事は出来ない。

三、日本を再武装すれば又反動勢力の武器となる怖れがある。

資本主義制度の下における軍隊は必然的に資本主義を擁護し、支配階級たる資本家の番犬となり、勤労階級弾圧の強力な武器となる事は明瞭である。軍隊の存在は勤労者の自由と生活を奪い社会主義革命の成就にとって大きな障碍となる事は疑いない。況や未だ民主化の程度が極めて低く個人の自覚の少い日本にあっては予備隊志願者の例にも見られる如く好戦的風潮が未だ消えず、この間に再起を狙う旧職業軍人、右翼浪人、被追放者等がばつこし煽動的ニュースは更に之に拍車をかけている。資本主

義政党の無為無策、腐敗墮落は之に輪をかけて国民をして議会政治に失望せしめ再びファシズムが抬頭せんとする兆さへある。この様な情勢の下に於て現在の政治体制の下にある限り再軍備が独裁的軍閥ファシヨ政治の再現を来さないと何人が確信し得ようか。右の事情は前述の二種の再軍備に共通の事であるが、更に第二の場合に於て徒らに日本民族の生命を他国に委ねて無益に消耗する事は到底われわれの承認し得ない所である。

四、日本の再軍備は国民に重税を負わしめ復興途上の国民生活を破壊する怖れがある。

敗戦下の勤労大衆は未曾有の重税に喘ぎ乍らあえて今日迄生活を支えてきた。僅か警察予備隊七万五千人を養成するだけでも二百億を必要とするのであるから数十万人の軍隊に不十分な装備を施すとしても恐らく予備隊の十数倍あるいは数十倍の費用を要するであろう。従ってそれだけ更に国民の負担は人的に物的に増大する。そこである者は終戦処理費を削減してこの費用に当てるならば可能であるというかもしれない。乍然、われわれ日本人は敗戦の当然の義務として今日迄年々千数百億円の終戦処理費をあえて負担して来たものであって占領状態の終了と共に或は之を減税にあてるか或は之を生産的投資に振り向けて日本経済の復興の資本にする為に強き希望を持ち続けて来たものである。六千数百億の一般会計に占むる千数百億の非生産的支出は敗戦という異常なる条件の下に於てのみ認容せられる所のものである。従って之を再び軍備の為に支出せんとするが如き議論は財政をわきまえざる暴論というべきである。尚資本と同様に資材に就ても同様の事が云い得る。即ち再軍備がどの程度行われるかは別として生活復興及び輸出に事欠く原料資材の現状に於て更に輸入が著しく困難になりつつあるのであるから、相当量の現材料を非生産的な軍備に充当する事は、それだけ復興や輸出を困難にするのみならず、その達成を遅延せしめ国民生活を著しく引下げる結果となる。

五、日本の再軍備は全面講和を不可能にする怖れがある。

日本再武装の問題を講和前に於て云々する事は只にその必要がない許りでなく、講和、就中全面講和に対して甚だ有害である。我々は極東委員会十三カ国と全面講和を強く望んでいるのであるが、極東委員会十三カ国の中ソ連は勿論、中国、イギリス、フィリピン、インド、オーストラリア、等の多数の国が日本侵略主義の復活を恐れて日本の再軍備に反対するか或は制限せんとしている際、日本自ら再軍備を主張する事はとりも直さず全面講和を一層困難にする事と云わねばならない。講和前に於て吾々が再軍備論に対して特に慎重でなければならぬ所以はここにある。

六、日本の再軍備は少くとも今日の状態に於ては憲法上或は国際法上不可能である。

(イ)憲法改正によって再軍備を行おうという説があるがそれは法律上は不可能である。戦争放棄・軍備の廃止を規定する第九条は主権在民を規定する第一条と共に新憲法の根幹中枢をなすものである。之を削除変更する事は(憲法の解釈論としては)改正の限界外にあり不可能である。それは何等かの方法による謂わば一種の革命によってなされ得る事が考えられるにすぎない。然し我々は正義と秩序が国際社会の基調たる事を確信し諸国民の公正と信義に信頼して主権在民を守ると同様戦争放棄をも守り抜かねばならない。

(ロ)日本の再武装は国内法上憲法違反であるのみならず、より上位法たる国際法に違反する。ポツダム宣言及び降伏文書は日本軍の完全武装解除と軍需産業の根本的禁止とを定めているのである。たとえ再軍備の為に国内法上合法的に憲法を改正し得たとしてもその事自体がポツダム宣言に違反しているのである。勿論ポツダム宣言は講和条約又はそれ以後の条約によって変更が可能である。然しそのためには、宣言国凡てとの合意がなされねばないが現在の見通しではそれは不可能である。

(ハ)現在日本は法的には連合軍と交戦状態にあり、しかも完全なる被占領状態にある。即ち日本は現に第一の進駐軍(連合軍)によって被征服の状態にあるのであって、日本の主権は完全に連合軍の手中にあり、かりに第二の侵入軍(例えば中共軍)が現れても、国際法上日本は自ら主権を発動してこれを防衛する権利もなければ義務もない。又その能力もない。これに対する防衛は日本の主権を代行する連合軍の任務である。又連合軍中の一国(例えばソ聯軍)が日本に大挙進駐してきた場合は、彼ら連合軍部内の統制関係であって具体的には極東委員会の決定違反問題となろう。従ってこれに対する問題は直接日本の関与すべき筋合ではない。これを要するに、講和前に於ては、日本が自衛のために再武装して防衛するということは国際法上あり得ないのである。

七、再軍備したとしても果して真に強力な国民の自衛心を期待し得るや否や疑問である。

深刻な敗戦に漸く己れをとりもどしつつ僅か六年目の今日に於て、三度戦争の危機に直面した国民に対して、銃をとり剣をとれと天下り的に要求した処で果して真実な国民の協力が得られるであろうか。家を焼かれ財産を失ひ、父や夫や兄弟を奪われた国民が如何に時局を意識しているであろうか。戦傷者だけでも三百万人を数えられるから、その家族を合わせれば実に千数百万人が戦争の悲劇を直接に体験している。而も未帰還者は三七万人と言われるのである。そしてこれ等の人々は忠魂碑も建てられず、保障も遺家族の扶助も、凡て十分にはなされていない。この人達は少くとも「戦争はいやだ」という人達である。吉田内閣は修身課目の再開や君が代、国旗掲揚によって国民の祖国愛を再び呼び覚まそうとしているのであるが、そうした政策の上に更に再軍備が主張されるならば、それこそ十年昔の後退であり、又凡そ敗戦にあえいできた国民の感情とは離れたものであろう。 Kommunismus に対決せんとする日本国民の自衛の力はこうした空疎な再軍備からは到底盛り上ってはこないであろう。

八、真の自衛はどこから生れて来るか。

(イ)われわれの脅威は外敵侵入ではない。

再武装論者の多くは「中ソ軍の侵入が日本にも来る」という前提に立っている。特に中共軍の介入以来、この誇大な宣伝をして国民を神経戦の渦中に巻き込み、再軍備を合理化せんとしている。ソ聯軍や中共軍が海を渡って日本に侵入するという根拠が果してどこにあるというのであるか、共産主義勢力の侵入の怖れは彼らの世界革命方策にある。それはとりもなおさず、一つの国家一つの民族に二重の政権、二重の軍隊を作り、その内乱を通じて侵略を行わんとする所にある。李承晩対金日成、蒋介石対毛沢東、バオダイ対ホーチミンといった革命方式が内乱となり、その内乱が遂に戦争を国内に呼び入れたのである。われわれが最も怖れることはこの国内における二重政権の発生であるということができる。

(ロ)国の安全を守る途は国内的には社会不安を一掃し、国民生活の安定と向上を保障確立して共産主義勢力とファシズム勢力との抬頭を許さず、要すれば民主的治安組織を確立して真に国民一人一人が平和を破らんとする自らの敵と対決せんとする意識がもえ上るが如き内政の確立をみることである。

(ハ)而して対外的には自ら進んで戦争の危機を招き或はこれを助長せしむるが如き一切の外交を排し、全面講和、軍事基地反対及中立堅持の原則の上に、世界平和のための国連に協力し併せてその安全保障を求むる不動の平和的外交体制を確立することである。

## 九、結語

(イ)いずれにしても再軍備の問題は講和後か或は何等かの形で独立が達成された後に於て問題とすべきものである。従ってかかる問題を占領下の政治的にも経済的にも制約された下に於て十分に国民に納得のいくように論議する事は適当ではないし又事実できない事である。現在あらゆる神経戦を煽る様な戦争の為の軍事的な見解に偏した様なニュースが世界を悩ましている。こうした神経戦術にひっかかってはならない。不必要な危機意識が危機を導く事になるのである。

(ロ)我々として日本国民として、当面なし得、又なさねばならぬ事は世界平和への努力である。第三次世界大戦の防止である。戦争にこりごりした日本人を戦争の大殺戮の中に再び叩き込む様な事をしてはならないという事である。大戦が起りそうだとか、起ったらその時はどうするかなどという事は当面むしろ無用な議論でさえあり次の戦争はどちらが勝って終結するという様なものではない。我々の近代文明の崩壊以外の何物でもない。取わけ日本は両軍の占領の目標となり、最もむごたらしい戦乱の中に民族の大屠殺が行われる事は誠に明瞭である。

我々はこの世界戦争を防止する為に平和への毅然たる団結を固め、世界の良心と理性とに訴えねばならない。八千三百万の大人口と優秀な文化と高い生産力を有する日本の発言は、世界に対して相当のウエイトをもつものである。その為には対外的には全面講和、中立堅持、軍事基地提供反対の講和三原則に従って独立を達成し、対内的には速かに社会主義体制を整えてゆく事が第一に必要である。

(ハ)最後に「若し社会党が再軍備反対を絶対に固執していると終には壁にぶつかって動きがとれなくなる」という様な事をいう者がある。この論者は社会党の所謂講和三原則についても同じ様な事をいう。その意味する所は恐らく「今の所は再軍備反対、全面講和、軍事基地提供反対を唱えていても講和会議の際には都合でこの主張を放棄してもいい」というのであろう。しかし社会党が再軍備反対や講和三原則の主張を堅持する事の最も必要なのは講和会議の時である。この時にこれを捨てるというなら、それは真の再軍備反対論者でもなければ全面講和の主張者でもない。寧ろ悪質な再軍備論者であり単独講和論者であるといわねばならない。社会党の再軍備反対論や講和三原則の主張は今までにのべた様に確固たる根拠に基くものであって、講和会議前と同様に講和会議に於ても更に強く主張されなければならぬものである。

この社会党の大会が、あたかも平和擁護のために大きなうごきを見せつつあった大衆の力に押され、後ればせながらも三原則を貫徹するという社会党の基本的態度を明確にしたことは、ともあれ

平和運動の一つの進歩であった。とくに組合幹部に与えた影響は大きかった。またそれだけに、この社会党の方針を、実践の中で更に立派なものにして行くという意味で、平和を念願する人々は、大会後の動向に注目し期待した。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---